

公益通報制度について

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 根拠条例 | 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 |
| 2 | 情報提供者 | 本市職員や市民をはじめ、何人でも |
| 3 | 通報対象者 | 本市職員又は委託先事業者(※1)の役職員(※2)
(※1) 委託事業等を行うもの又は委託事務等を行っていたもの
(※2) 委託先事業者の役員、従業員、代理人その他の者 |
| 4 | 通報対象事実 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市職員の職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるものその他不適正なもの ・委託先事業者の役職員の委託事務等に係る職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるものその他不適正なもの |
| 5 | 通報受付窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市公益通報総合受付窓口又は大阪市の各局・室・区の受付窓口にて書面、電話、ファクシミリ、来庁により受付 ・外部委員から構成される大阪市公正職務審査委員会にて、専用のファクシミリ回線とメール及び郵送にて直接受付 |
| 6 | 審議結果通知 | 公益通報をする者が氏名・住所及び結果通知を希望する旨を記載した場合に結果を通知する |

平成 23 年度公益通報制度受付状況

受付状況	件数
(ア) 平成 23 年度に継続されたもの	239 件
(イ) 平成 23 年度に受け付けたもの	(※ 1) 562 件
合 計	801 件

(※ 1) 内訳

区分	内部通報窓口	外部通報窓口	合計
面接	96 件	－	96 件
電話	108 件	－	108 件
郵便	119 件	22 件	141 件
ファクシミリ	45 件	4 件	49 件
ホームページ・メール	102 件	66 件	168 件
合計	470 件	92 件	562 件

平成 23 年度公益通報制度処理状況

処理状況	件数
(ウ) 平成 23 年度において処理したもの	(※ 2) 511 件
(エ) 平成 24 年度に継続するもの	290 件
合 計	801 件

(※ 2) 内訳

処理内容	件数
1 調査等に基づき、大阪市公正職務審査委員会が是正措置を勧告したもの	5 件
2 調査等に基づき、大阪市公正職務審査委員会が「意見書」を提出したもの	2 件
3 調査を契機に直ちに是正措置等をとったため、勧告や意見書の対象とならなかったもの	10 件
4 調査等を実施したが、勧告を必要とするまでには至らなかったもの（事実がなかったものや、証拠収集の限界を主な理由として事実確認が不可能と判断したものを含む。）	268 件
5 正式調査の必要性が認められなかったもの	226 件
合 計	511 件

<公益通報処理フロー>

(総務局監察部作成)

